

内部通報窓口に関するお知らせ

双葉鉄道工業株式会社（以下「当社」といいます。）では、公益通報者保護法（※1）の趣旨を踏まえて、コンプライアンス経営の推進のため、当社関係者及び当社と請負契約、工事契約等に基づく事業に従事する方（以下「取引関係者」といいます。）のために、従前より「内部通報窓口」を設けております。

この窓口は取引関係者が、当社関係者について、公益通報者保護法第2条3項に規定する「通報対象事実」が生じ、または生じようとしているときに通報又は相談（以下「通報等」といいます。）していただくために利用することができます。また、通報等の情報については、当社の窓口が守秘義務を負い、厳重に管理を行い、不正な目的によるものではない限り、通報等を行ったことを理由による不利益な取り扱いを受けることはありません。

（※1 公益通報者保護法及び公益通報者保護制度の詳細は、消費者庁ホームページ「公益通報者保護制度ウェブサイト」をご参照ください。

記

1. 通報等ができる方

- ・当社関係者（当社役員、正社員、嘱託社員等 ※2）
- ・取引関係者（当社との請負契約、工事契約、その他の契約等に基づく事業に従事する方 ※3）
（※2 当社にて労務を継続的に提供している方、また通報日から起算して1年以内に退職した方）
（※3 取引先において継続的に労務を提供されている方、また通報日から起算して1年以内に当社との契約に基づく事業に従事されていた方（退職者、派遣労働者等を含む）

2. 通報等の対象となる内容

- ・当社関係者について、公益通報者保護法第2条3項に規定する「通報対象事実」に関すること。
- ・法令遵守、企業倫理に反する行動や反する恐れのある行為等に関すること。

3. 内部通報窓口

通報に関しては下記窓口までお願いいたします。

社内窓口 双葉鉄道工業株式会社 本社 総務部 TEL：03-5405-3660
（受付時間 10：00～12：00、13：00～17：00 ※土日・祝日、12/29～1/3を除く）
メールアドレス：soumu.f@futaba-t.co.jp

4. その他

・通報等に関しては、原則として氏名及び連絡先を明らかにする必要がありますが、電子メールまたは電話により、窓口が通報者に直接連絡できる場合は、匿名とすることができます。ただし、匿名での通報の場合、十分な事実確認や結果の報告が出来ない場合があることをご了承ください。